

Katherine Luongo,

*Witchcraft and Colonial Rule in Kenya, 1900-1955.*New York: Cambridge University Press,
2011, xiv+243pp.いしだ しんいちろう
石田 慎一郎

あるカンバ人女性が妖術告発の末に殺害された事件の裁判で、ケニア最高裁（当時）は60人の被告人に対して死刑判決を下した。被告人らが直ちに控訴すると、東アフリカ控訴院はそれを棄却する一方で、寛大な減刑措置をとるよう植民地総督に要請し、結局のところ被告人らに対する死刑は執行されなかった。作家エルスペース・ハクスリーが架空の植民地国家チャニアを舞台とするミステリー小説のなかで描いたワベンダ妖術事件（Wabenda witchcraft case）は、植民地国家ケニアで実際に起きたこの事件に着想を得て創作したものである。1930年から1931年にかけて行われた一連のこの刑事裁判とその顛末は、イギリス帝国本国において多方面で議論を喚起し、アフリカ統治を補強するための植民地的理論武装を急がせた歴史的事件のひとつである。著者は、妖術をめぐる当局の刑事政策に多大な影響を与えたこの重大事件が、アフリカ人の現実理解と当局の現実理解（誤解）との絡み合いのなかで生起していたことを、歴史人類学的手法で解き明かしていく。植民地政府当局は妖術をめぐる人類学的／行政学的知識の生産体制を組織化し、蓄積された知識は植民地内部ならびにイギリス帝国規模で流通していた。だが、著者が明らかにするように、この重大事件が突きつけた問題は、そうした植民地的知識によって穏やかに処理できるものではなく、アフリカ統治を揺るがす根本的問題を含んでいた。

以上のような本書全体の目的を述べた序章に続き、第2章「クランと長老会議、キャラバンと征服、コスモロジーと植民地主義」（Clans and Councils, Caravans and Conquest, Cosmology and

Colonialism）は、植民地化以前のウカンバニ（カンバ人居住地）の環境利用や社会制度を概観したうえで、19世紀後半から20世紀初頭にかけての植民地統治最初期の地域史的背景を述べている。すなわち、1836年の飢饉発生時にカンバ人の交易ネットワークがスワヒリコーストにまで拡大したこと、1860年代にスワヒリ商人がコーストからウカンバニに至る交易ルートにおいて支配的地位を確立し、ここにおいてカンバ人がミドルマンやポーターの役割を果たすようになったこと、1880年代後半に帝国東アフリカ会社によるキャラバンがウカンバニを通過するようになり1889年にはマチャコスを供給基地と定めたこと、東アフリカ会社とカンバ人との初期接触は敵対関係と同盟関係との両面を備えていたこと、1895年に東アフリカ保護領が成立した後は武力制圧に加えて官僚制度と間接統治による支配が徐々に浸透していったことなどである。著者は、このような歴史的過程をたどりつつ、カンバの伝統的社会制度についての当局の誤解と、誤解に基づく歪な間接統治の萌芽が植民地統治の最初期にすでに現れていたこと、キクユと比べて白人入植者による土地奪取が限られていたとされるカンバにおいても植民地統治が地元住民の強い不信と不満を招いていたことを述べている。

第3章「ウカンバニにおけるウオイ・ウウェ・キジーツを理解する」（Understanding *Uoi*, *Uwe*, and *Kithitu* in Ukambani）は、カンバ社会における妖術（*uoi*、以下ウオイ）、呪術（*uwe*、以下ウウェ）、宣誓（*kithitu*、以下キジーツ）を概観する。カンバのウオイには、身体化された妖術（embodied *uoi*）と出来合いの妖術（bought *uoi*）との2種類がある。身体化された妖術はもっぱら母から娘へと受け継がれる生得的能力によるものであり、出来合いの妖術はもっぱら男性が特定の目的のために購入して使用するものである。これらウオイが人間や物に危害を及ぼす破壊的手段（ウオイは破壊的な力を内在する物体＝妖物、そしてそうした力にとらわれた人間の状態をも意味する）であるのに対して、ウウェは救いや修復を目的とする、社会的には是認された手段である。著者は、その点をとらえてウウェはエヴァンズ＝プリチャードがいうところの「善い呪術」（good magic）に相当すると述べる。ただし、ウウェを実践する呪術師は、ウオイに

よる攻撃に対処する必要性からウオイについての知識を備えているので、ウオイを使いこなすことも可能である。そうした意味でウオイとウウェとは重なり合う部分がある。本章では上記に加えて、ウオイの出所(災因)を突き止める占師、妖術者に対する警告から処刑に至る段階的な制裁手続き(king'ole, 以下キンゴレ)、妖術の疑いをかけられた人物が長老会議(nzama)の監督下で行うキジツについても概要を述べている。著者は、これらが固定的な伝統的観念にとどまらず、目の前の新しい現実に意味を与える枠組みでもあったことを指摘する。妖術をめぐるカンバ人の世界観を概説する本章と、植民地当局側の知識生産に焦点を合わせた次章は、続く第5章と第6章が描く裁判事例のなかでの両者の絡み合いを理解するために不可欠な基礎的知見を提示している。

第4章「植民地国家のコスモロジー」(The “Cosmology” of the Colonial State)は、植民地政府当局側の知識生産の過程を論述する。当局は植民地時代の初期から統治に必要な情報活動の一環として「人類学的／行政学的知識」を生産・蓄積していた。1910年には行政官人類学者によるカンバに関する人類学的モノグラフが刊行されており、第二次大戦前後の時期になると研究者養成の体制整備を含めて飛躍的に蓄積が増したことを具体的に述べている。行政官による人類学的／行政学的知識の生産過程で最も重要な枠組みのひとつとなったのが慣習法であり、そこでは慣習法をどのようなかたちで植民地法システムに接合するかが問題となった。一般的に慣習法の適用を認めたのは婚姻など一部の民事領域についてであるが、カンバにおいて伝統的な紛争処理を担う長老会議の役割は積極的に認めたのに対して、キンゴレなどの妖術告発や妖術に対する伝統的な制裁手段は禁止した。また、本来相互補完的なウオイとウウェとを邪術・呪術の二項対立で理解して、前者のみを排除しようとした。本章は、イギリスの間接統治においてそうした歪なかたちで知識生産が進んだ過程をたどる。植民地政府は、統治と知識生産の両面で人員不足を補うアフリカ人協力者を多数利用していた。チーフやヘッドマンといった末端の行政首長と、通訳や裁判所補佐人といった地元の事情通である。そうした首長は植民地化以前の伝統的政治体系に由来するものではなかったし、そ

うした事情通はスワヒリ語能力を備えた若者が雇用される傾向が強く、かならずしも慣習法に精通していたわけではなかった。次章がその具体的事例の分析にあたるが、イギリスの植民地統治にはとくに妖術の管理において重大な欠陥があった。法的に規制できたのは妖術告発の方法のみであり、証拠裁判主義からして妖術行為自体を裁くことは不可能だった。

第5章「ワカンバ妖術裁判」(The Wakamba Witch Trials)は、1931年にマチャコス県で発生した殺人事件の裁判(Rex v. Kumwaka s/o Mulumbi and 69 others, 以下クムワカ裁判)を分析する。被告人のクムワカ(Kumwaka)は、被害者のムワイキ(Mwaiiki)が妖術を用いて自分(クムワカ)の妻を攻撃したこと、ムワイキが攻撃に用いた呪文のうち要求に応じて半分のみを除去して残りの半分を除去することを拒んだこと、それらの理由からムワイキに集団で制裁を加えた(制裁としてのキンゴレを実行した)こと、その過程でムワイキが死亡したことなどを証言した。1932年2月6日、最高裁はクムワカを含む60人の被告人に対して死刑判決を下した(同時に、裁判長は被告人に対して30日以内の控訴が可能であることを通達するとともに、寛大な措置をとるよう総督に求めることを勧めた)。被告人側の控訴を東アフリカ控訴院が棄却した後、総督は1932年4月2日に死刑判決から懲役刑に減刑することを決定した。

本章は、以上のように裁判の概要を述べたうえで、判決に表れた植民地的言説とカンバ人の法意識とのコンフリクトを考察する。すなわち植民地統治者の視点ではムワイキは殺害の事実において被害者だったが、クムワカの視点では妖術の攻撃を受けた彼の妻こそが被害者だった(だが妻が当事者として裁判に関与した形跡はない)。植民地法は故殺と謀殺を区別したが、カンバ固有法はそれらを区別せずすべての殺人を賠償によって処理し、賠償額については被害者のジェンダーと年齢とに基づいて算定していた。被告人はウオイによる攻撃を撃退する目的で被害者の身体を攻撃(キンゴレによる処刑)したが、それはウオイが身体に埋め込まれているためであり、かつ段階的かつ修復的な措置を重ねたうえでの最終手段だったので、植民地法における法定刑としての死刑とは社会的性格が異なっていた。

著者によると、裁判所は、文献や裁判所補佐人の証言をふまえてムワイキの殺害に妥当性はないと判断した。裁判所が参照した文献は、キンゴレはインドのサティのように残酷な慣習であり、正当な法的手続きとして認めるべきではないと結論づけていた。裁判所補佐人は、キンゴレには長老の関与が不可欠であり、その資格をもたないクムワカが独自にキンゴレを組織することは妥当でないと述べた（マチャコス県の年次行政報告書もクムワカによるキンゴレは慣習法上の適正手続きを欠いていたと報告している）。

この裁判は、イギリス帝国の法とアフリカ人の伝統的観念とのコンフリクトを顕在化させていたため、イギリス本国の知識人、ジャーナリスト、政治家、人権活動家を巻き込みながら、判決の妥当性が各方面で批判的に議論された。政治判断によって死刑を回避するにしても、法が定める手続きを遵守すべきだとする意見や、アフリカ人にイギリスの法を適用することの是非を問う意見などである。ほかに、イギリス本国でも200年前に妖術者の殺害事件が発生していた歴史的事実を考慮すれば、「進化」の途上にあるカンバ人の妖術信仰に対して厳罰で臨むことは妥当ではないとする植民地裁判官の意見書が新聞に掲載された。裁判直後の1933年に組織された東アフリカにおける刑事裁判制度の検討委員会（略称ブシュ [Bushe] 委員会）では、そこで発言した植民地行政官の多くが、妖術信仰を背景とする殺人事件については情状酌量を認めるべきだと主張した。ケニアの首席裁判官（当時）は、アフリカ人による妖術者の告発を法で認めるべきだとさえ意見している。以上のような議論を経て妖術に関する植民地法の条文が実際に修正されることはなかったものの、妖術信仰を背景とする殺人事件の場合に、裁判官が情状酌量を考慮し、かつ総督の裁量による減刑措置が行われる可能性が高まった。著者はその点に注目する。

第6章「クムワカ裁判後の妖術・殺人・死刑」(Witchcraft, Murder, and Death Sentences after *Rex v. Kumwaka*) は、クムワカ裁判後に行われた同種の裁判に注目し、それぞれにおける裁判官の事実認定の手法を分析する。クムワカ事件を契機に、裁判官は、妖術による攻撃を受けたとする被告人の主張が「合理的」だとみなしうるならば、妖術に対

する嫌疑を背景とする殺人事件において情状酌量を考慮するようになった。だが、当時のイギリス植民地の内部では、反対の立場を主張する行政官が数多くいた。妖術者殺人に対して厳格な法適用をすべきだと主張した行政官は、そのことによって妖術信仰を理由とする殺人事件そのものが発生しなくなる可能性を指摘した。また、被告人側が抗弁において妖術の語りを濫用する可能性を指摘し、妖術を特別視すべきではないという主張もあった。著者は、このような議論の過程で妖術と犯罪についての法的知見が育まれていったことを論じている。本章でまず分析したのは、東アフリカ控訴院判例集に掲載されているキムタイ (Kimutai arap Mursoi) 事件 (1939年)、ファビアノ (Fabiano) 事件 (1941年) である。裁判所は、両事件において被害者から加害者に対して「重大かつ突発的な挑発」(grave and sudden provocation) があったか否かを検証し、前者についてはそれが否定され、後者についてはそれが認められた（結果、謀殺ではなく故殺として認定された）。ファビアノ事件では、被害者が夜間に裸で這い回っていたことが、被告人にとって「重大かつ突発的な挑発」だったと考える合理的な理由として認められた。この判決は、その後の妖術者殺害事件の裁判で重要な先例とされ、被告人が妖術に対する嫌疑や恐怖を殺人の理由として述べても、それのみでは合理的な抗弁だと認めない原則が定着した。本章は、続いて、判例集に掲載されていない1940年代初頭の3つの裁判を分析し、上述の事件と同様に「合理性」に焦点を合わせた判決形成がみられることを観察する。これらの裁判で裁判所は妖術の存在を否定したが、被告人の妖術信仰自体の妥当性は検証した。いずれの裁判でも死刑判決に至ったが、前者では妖術に対して被告人が現実的に恐怖心を抱いていたことを認め、寛大な処置をとるべきだとする意見を添えている。また、本章では、被告人の身体に関する医学的鑑定書の内容を分析しつつ、そうした鑑定書が裁判官の判断に影響を与えた可能性を指摘している。

第7章「マウマウ時代のマチャコスにおける宣誓と妖術の世界」(The World of Oathing and Witchcraft in Mau Mau-era Machakos) は、マウマウ戦争の時代における植民地政府当局側の妖術理解について考察する。当局は、ナイロビとキクユ人

居住地を拠点とするマウマウの影響からカンバ人をいかにして「保護」するかという点から、様々な手段を講じた。そのうちのひとつがナイロビから帰還したカンバ人に対する対抗宣誓の強制である。すなわち、マウマウ団への忠誠を誓う宣誓を自発的に、もしくは強いられて行ったカンバ人に対して、その宣誓の力を取り除き、植民地政府への服従を確保するための対抗宣誓を強いることで、マウマウの影響拡大を食い止めようとした。著者は、この対策がマウマウへの関与のみならず妖術への関与をも対象としたものだったことを指摘する。マウマウ宣誓、マウマウ宣誓の力を除去する宣誓、そして妖術の力を取り除くためのカンバ固有の宣誓の3者について、植民地当局もカンバの人々もそれらが重なり合うものと理解していた。そして、植民地当局はマウマウと妖術との両者に対抗しうる手段として、カンバ固有の方法であるキジーツを積極的に活用した。本章では、マウマウ宣誓は政治的結束を生み出すことを目的とするのに対して伝統的な宣誓は紛争処理を目的とする点で異なっていたとする、ある研究者の見解を紹介する。だが、著者は紛争当事者間の結束をもたらす伝統的な宣誓の機能に注目して両者の間に連続性があると指摘する。

第8章「ウカンバニにおける妖術師の撲滅」(Cleansing Ukambani Witches)は、1950年代半ばにマチャコスで実施された妖術撲滅事業を分析する。それまでその存在を否定することで妖術を規制しようとしてきた植民地当局が、ここでは撲滅すべき対象として妖術の存在を認め、根本的に態度を改めている。この事業は、もともと妖術撲滅を求めるカンバの人々の側からの要請に対して植民地政府当局が対応を迫られたところから始まった。妖術とマウマウとの連続性を仮定する時代的背景のなかで、妖術撲滅は植民地政府の側にとっても切実な課題となった。身体化されたウオイではなくもっぱら出来合いのウオイに対する対策に傾いていたり、妖物の焼却によって撲滅が可能だと誤認したり、カンバのウオイに関する当局の理解は表面的なものだった。にもかかわらず、カンバの人々は当局の指示通りに協力したし、妖術撲滅事業における強制的側面(たとえば行政首长たちによる脅迫や拷問を含む暴力的手段による取り締まり)を語る一方で、撲滅事業が有効な手段だったとも証言する。その一方で、1920

年代にすでに撲滅運動に着手していたアフリカ・インランド・ミッション(Africa Inland Mission: AIM)は植民地政府による撲滅事業を拒絶し、指示通りに取り締まりにあたるべき行政首长たちのなかでもAIMに属する首长たちは当局主導の撲滅事業に関わろうとしなかった。それは、妖術がもはや存在しない以上、妖術撲滅という取り組み自体が誤りだとする立場による。著者は、植民地政府の事業はAIMの布教活動によって妖術の撲滅が成し遂げられなかったことを意味するため、AIMは植民地行政の方針(転換)をそのまま受け入れるわけにはいかなかったと指摘している。

第9章(Epilogue)は、ある妖術者の殺人事件について2005年から2007年の間に行われた裁判(高裁が謀殺と認定したのに対して、控訴院は妖術に対する恐怖の存在を考慮して故殺と認めた)に言及し、ケニアにおいてこのような裁判が今日においても行われていると述べている。著者が聞き取りをしたカンバの年長者たちは、伝統的なウオイは力を失っている一方で、新たな種類のウオイが現れていると述べる。著者は、現代における新しい政治経済的文脈のなかでの妖術の語り口を引き合いに出して、妖術が現代においても引き続き人々の想像力を喚起する強い力を維持していることを指摘して、本書を締めくくっている。

以上が本書の概要である。本書の積極的意義を述べる前に、評者が認めたいいくつかの疑問点を述べておきたい。残念ながら全体的にケアレスミスによる誤表記(単純な誤植、人名の誤表記)が散見される。また、同じ章の次節を参照せよと指示しておきながら、そう述べた箇所が章末に位置していて次節がない場合があった(章構成を変更した際に必要な修正をしなかったためだろう)。そのようなマイナーエラーは措くとして、内容面で評者は次のいくつかの疑義を抱いた。まず、著者は、植民地当局側で蓄積されていた人類学的／行政学的知識に含まれる誤解を批判しながら、一部で植民地行政官が残した文献を用いてカンバ人の世界観を再構成している点で矛盾している。次に、第6章で取り上げられている妖術者殺害事件はほとんどがカンバ以外の民族において生じたものであり、著者は各々個別の社会的文脈に踏み込んで議論していないため、裁判に表れた争点のみの分析にとどまっている。そのこと

は、当事者の視点と当局の視点との絡み合いを描こうとする著者の立場からすれば不十分な分析だといってよい。最後に、第7章はそれまでの議論の流れを考えると、いささか唐突である。第5章と第6章が分析する重大事件は妖術に対するアフリカ人の恐怖に由来しており、第7章と第8章の場合は妖術＝マウマウに対する当局側の危機感に由来している。そのような対比を読みこむことは可能だが、著者はマウマウ対応が妖術対応を兼ねていたと指摘しながら、結局のところ妖術対応については第8章において別個に考察し、第7章自体は植民地当局がマウマウ宣誓への対抗手段としてキジーツを利用したことについての議論に傾いている。そのために第7章の分析が唐突に感じられるのだろう。

以上のような疑義はあるが、本書は、植民地政府がオカルトの世界に引き込まれていく、いわばミイラ取りがミイラになる過程——本稿冒頭で述べたアフリカ統治を揺るがす根本的問題——を具体的に描いた点に面白さがある。「未開」のメンタリティに寛容であろうとする知識人、政治家、法曹、人権活動家の声がこだまするなかで、植民地帝国は当初排除しようとした禁断のオカルト世界に自らを巻き込んでいく。いわれなき嫌疑のために殺害されたはずの被害者の遺体に妖術を埋め戻し、妖術による攻撃を受けたと訴える被告人の身体に合理性を読み込んでいく。ついに当局は曲がりなりにも妖術の存在を認め、マウマウ戦争は力尽きたが植民地帝国自体も崩壊し、最後に生き延びたのは妖術だった。

著者はそう述べてはいないが、本書は、現代的な2つの議論に関連づけて読むこともできるだろう。ひとつは刑事裁判における文化的背景に由来する抗弁(cultural defense)をめぐる議論、すなわち文化の語り口による被告人＝移民・文化的マイノリ

ティの抗弁の妥当性を、移民を受け入れた側の社会・マジョリティの法がどのように認めるかという論点である。これは、リーガルプルーラリズム研究等においてしばしば議論される[Renteln 2004; Menski 2006]。もうひとつは、トランスベアレンシーを是とする近代西洋の資本主義国家における汚職や陰謀の告発は、言説としての陰謀論やオカルトエコノミー、すなわち現代の妖術告発が純粋に他者の問題ではないことを示しているとするいくつかの議論である[Haller and Shore 2005; West and Sanders 2003]。

最後に付言しておきたいことがある。本書はカンパ人の世界観を記述する際に多くを上田将の英文論文に依拠している。本来は言うまでもないことだが、日本の研究者による優れた業績は、世界の研究者にとって不可欠のリソースである。成果の国際発信に努めた先達に倣いたい。

文献リスト

- Haller, Dieter and Cris Shore eds. 2005. *Corruption: Anthropological Perspectives*. London: Pluto Press.
- Menski, Werner 2006. *Comparative Law in a Global Context: The Legal Systems of Asia and Africa*. 2nd ed. Cambridge: Cambridge University Press.
- Renteln, Alison Dundes 2004. *The Cultural Defense*. New York: Oxford University Press.
- West, Harry G. and Todd Sanders eds. 2003. *Transparency and Conspiracy: Ethnographies of Suspicion in the New World Order*. Durham: Duke University Press.

(首都大学東京准教授)